

平成31年3月6日 厚生委員会

市民生活部人権・同和対策課

議案説明資料

- 1 議案第17号 田川市部落差別の解消の推進に関する条例の制定について・・・P1
- 2 議案第18号 田川市人権擁護条例の一部改正について・・・P15

田川市部落差別の解消の推進に関する条例の制定について

1 制定理由

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号。以下「部落差別解消推進法」という。）では部落差別が今なお存在することを示し、その解消に向けた施策の実施を地方公共団体に求めている。本市では、部落差別解消推進法の制定を受けて、部落差別は決して許されないものであり、その解消のための施策を講じていくことが市の責務であるとの姿勢を明確にし、その具体的な取組を定めるため田川市部落差別の解消の推進に関する条例（以下「田川市部落差別解消推進条例」という。）を制定する。

2 条例制定に向けたこれまでの経過

年月日	内容
平成28年12月16日	「部落差別解消推進法」施行
平成30年9月7日	市議会9月定例会の一般質問において、市長より条例整備について検討する旨答弁
平成30年11月6日	第1回「田川市部落差別解消推進条例」の制定にかかる関係課会議開催
平成30年11月19日	第2回「田川市部落差別解消推進条例」の制定にかかる関係課会議開催
平成30年12月17日	第3回「田川市部落差別解消推進条例」の制定にかかる関係課会議開催
平成31年1月15日	庁議において、条例制定について審議・承認
平成31年2月6日	閉会中の田川市議会厚生委員会において、条例制定について事務報告

「田川市部落差別解消推進条例」の制定にかかる関係課会議の構成

市民生活部長、教育部長、人権・同和対策課長及び同課担当職員、学校教育課長、文化生涯学習課長及び同課担当職員、（オブザーバー）田川地区人権センター 堀内参与

3 今後の予定

年月日	内容
平成31年3月議会	条例制定について上程、審議・議決を経て公布
平成31年4月1日	条例施行

4 全国及び福岡県の条例制定・改正状況（部落差別解消推進法制定を受けてのもの。

平成30年12月26日現在)

(1) 全国：11自治体（9市、2町）

※うち部落差別解消推進に特化した新規条例の制定は2市（兵庫県たつの市、兵庫県加東市）

(2) 福岡県：2市（小郡市、飯塚市）

※いずれも既存条例の改正によるもの

5 条例案について

(1) 田川市部落差別解消推進条例（案） 資料1（P4）

(2) 田川市部落差別解消推進条例（案）逐条解説 資料2（P6）

(3) 主な内容

ア 今なお、部落差別が存在しその解消のために必要な事項をこの条例で定めることにより、部落差別のない田川市を実現することを条例の目的とすることを規定（第1条）

イ 国、県との役割分担により、市に部落差別の解消に関する施策を講じる責務があることについて規定（第2条）

ウ 市民に対してお互いに基本的人権を尊重して、市が実施する施策に協力することにより部落差別の解消に努めることを求める規定（第3条）

エ 部落差別の解消に関する教育、啓発について規定（第4条）

オ 部落差別の解消に関する、国や県、部落差別の解消に取り組む団体との連携について規定（第5条）

カ 部落差別の解消に関する相談体制の充実について規定（第6条）

キ 部落差別の解消に関する国の実態調査への協力や、市が実施する部落差別の解消に関する調査の実施について規定（第7条）

ク 部落差別の解消に関する審議会の設置について規定（第8条）

ケ この条例に定める事項以外の必要なものは、市長が別に定めることを示す規定（第9条）

コ 施行日は、平成31年4月1日

6 制定による影響及び効果

- (1) 田川市部落差別解消推進条例の制定により、部落差別は決して許されないものであり、その解消のための施策を講じていくことが市の責務であるとの姿勢を明確にして内外に示すことができる。
- (2) 部落差別解消に向けた諸施策の実施について、条例による根拠に基づくことにより、本市の実情に応じて柔軟に対応することができる。

7 条例制定後に制定が必要な規則

田川市部落差別解消審議会規則（案） 資料3（P10）

8 添付資料

- (1) 資料1 田川市部落差別解消推進条例（案） (P4)
- (2) 資料2 田川市部落差別解消推進条例（案）逐条解説 (P6)
- (3) 資料3 田川市部落差別解消審議会規則（案） (P10)
- (4) 資料4 部落差別解消推進法 (P12)
- (5) 資料5 部落問題（同和問題）に関する人権侵犯事象の発生状況 (P14)

田川市部落差別の解消の推進に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別の状況が変化していることを踏まえ、日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、田川市人権擁護条例（平成8年条例第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、部落差別のない田川市を実現することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講じなければならない。

（市民の役割）

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別を解消するための市の施策に協力し、部落差別の解消に努めるものとする。

（教育及び啓発の充実）

第4条 市は、部落差別を解消するため、教育及び啓発の充実を図るものとする。

（推進体制の充実）

第5条 市は、部落差別の解消に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び部落差別の解消に取り組む団体との連携を深めるとともに、施策の推進体制の充実を図るものとする。

（相談体制の充実）

第6条 市は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

（調査の実施）

第7条 市は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、国が行う部落差別の実態に係る調査に協力するとともに、必要に応じて、部落差別の解消に関する調査を行うものとする。

（審議会）

第8条 部落差別の解消に関する重要事項について調査し、及び審議するため、田川市部落差別解消審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

田川市部落差別解消推進条例（案）逐条解説

（目的）

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別の状況が変化していることを踏まえ、日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、田川市人権擁護条例（平成8年条例第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、部落差別のない田川市を実現することを目的とする。

【解説】

この条例の目的についての規定です。「部落差別解消推進法」にある「現在もなお部落差別が存在すること」、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じていること」を確認し、日本国憲法と部落差別解消推進法の理念にのっとり、部落差別解消のために必要な事項を定めることにより、部落差別のない田川市を実現することを目的とすることを示しています。また「田川市人権擁護条例」とこの条例の関係を明らかにしています。

ここで、本市として部落差別は許さないとの立場を明確にし、その解消のために必要なことを行い、部落差別のない田川市を実現していくという姿勢を明らかにしています。

（市の責務）

第2条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講じなければならない。

【解説】

部落差別の解消に関する市の責務についての規定です。本市は、部落差別解消推進法にのっとり、国や県と連携することを示すとともに、市として部落差別の解消に関する施策を実施していくことを示しています。その施策の内容については、この後の条文で「教育及び啓発の充実」、「推進体制の充実」、「相談体制の充実」及び「調査の実施」として示しています。

(市民の役割)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別をなくすための市の施策に協力し、部落差別の解消に努めるものとする。

【解説】

部落差別の解消に関する市民の役割についての規定です。前条で市として部落差別解消のための施策を講じていくことを定めていますが、市民に対してはお互いに基本的人権を尊重して、市が実施する施策に協力することにより部落差別の解消に努めることを求めています。

これまでも本市は部落差別解消のための協力を市民に求めてきましたが、今後さらに部落差別解消に向けて市民の自覚と参加を促していきます。

(教育及び啓発の充実)

第4条 市は、部落差別を解消するため、教育及び啓発の充実を図るものとする。

【解説】

部落差別の解消に関し市が行う教育、啓発についての規定です。市は、部落差別解消のための教育、啓発の充実を図る必要があることを示しています。

これまで本市では「人権擁護条例」、「人権教育・啓発基本計画」などに基づき、部落差別をはじめとしてあらゆる人権問題についての教育・啓発に取り組んできたところですが、「部落差別解消推進法」にあるように、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえて、今後の部落差別解消のための教育・啓発を実施していきます。

(推進体制の充実)

第5条 市は、部落差別の解消に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び部落差別の解消に取り組む団体との連携を深めるとともに、施策の推進体制の充実を図るものとする。

【解説】

部落差別の解消に関する国や県、部落差別の解消に取り組む団体との連携についての規定です。

部落差別解消のための施策を効果的に実施するためには、国や県との連携はもちろんのこと、部落差別の解消に取り組む団体と協力するとともに、施策の推進体制を構築することが必要です。

(相談体制の充実)

第6条 市は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

【解説】

部落差別の解消に関する、相談体制の充実についての規定です。市は、部落差別解消のために部落差別に関する相談体制を充実させる必要があることを示しています。

本市では、部落差別解消のために必要に応じて、相談員のスキル向上など相談体制の充実を図っていきます。

(調査の実施)

第7条 市は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、国が行う部落差別の実態に係る調査に協力するとともに、必要に応じて、部落差別の解消に関する調査を行うものとする。

【解説】

部落差別の解消に関する国の実態調査への協力や、部落差別の解消に関し、市が行う調査の実施についての規定です。市は、部落差別解消のために国が実施する部落差別の実態に係る調査に協力し、必要に応じて市民意識調査など部落差別の解消に関する調査を行います。

(審議会)

第8条 部落差別の解消に関する重要事項について調査し、及び審議するため、田川市部落差別解消審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

【解説】

部落差別の解消に関する審議会の設置についての規定です。市は、部落差別の解消に関する重要事項について、調査し、及び審議するために田川市部落差別解消審議会を設置します。

また、田川市部落差別解消審議会の組織及び運営に関する事項は規則で定めることを示しています。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

この条例に定める事項以外の必要なものは、市長が別に定めることを示しています。

田川市部落差別解消審議会規則(案)

(趣旨)

第1条 この規則は、田川市部落差別の解消の推進に関する条例（平成31年田川市条例第 号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、田川市部落差別解消審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 部落差別の解消を図るための施策の推進に関する事項について調査し、及び審議すること。
- (2) 部落差別の解消のための教育及び啓発の推進に関する事項について調査し、及び審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、部落差別の解消のために市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じて審議し、及び答申するほか、市長に対して意見を述べること。

(組織)

第3条 審議会の委員は、15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 部落問題に関し識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市及び関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部人権・同和対策課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議招集に関する特例)

2 この規則の施行後初めて開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

（目的）

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【衆議院法務委員会（H28.11.16）】

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

【参議院法務委員会（H28.12.8）】

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

部落問題(同和問題)に関する人権侵害事象の発生状況

1 部落問題(同和問題)に関する人権侵害事象の発生件数(相談件数を含む)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
国	444	414	386	417	404	424	424
福岡県	45	41	34	30	28	20	28
田川市	1	1	0	2	1	0	0

- ※ 国については法務省の統計資料による
- ※ 福岡県については、福岡県人権・同和对策局調整課作成「福岡県における人権侵害事象(差別事象)の状況」による
- ※ 田川市の事象の内容
 - 平成23年…中学校での放送部コンテストテーマに部落問題を取り上げる提案があり結果として対象とならなかったがその過程で生徒の部落問題に対する認識について問題となる発言があった
 - 平成24年…中学校で同和問題に関する差別用語が生徒間で発言された
 - 平成26年…鳥取ループによりネット上の電話帳で田川地区の地名が同和地区として発信されていた
 - 平成27年…市内銀行員により飲食店で一般市民に対して差別発言があった
 - 市内教職員の研修の際のアンケートに差別的な書き込みがあった

2 平成29年の福岡県での部落問題(同和問題)の発生状況の内訳及び主な事例 (福岡県人権・同和对策局調整課作成「福岡県における人権侵害事象(差別事象)の状況」による)

内容	件数
落書き	3
投書	2
発言	21
インターネット	1
その他	1
計	28

落書き…公共施設において、同和問題に関する差別落書きが発見された
 投書…同和問題に関する投書が民間会社に届いた
 発言…住民から役場窓口で、同和地区の所在について問い合わせがあった
 インターネット…インターネット掲示板に、同和地区を明示する書き込みがあった
 その他…脅迫メールが届き、その中でせん称語の記載があった

※ここに挙げられている事象の発生件数は、国や県、市がその発生を把握することができた件数であり、事象の発生状況の全貌を示すものではありません

田川市人権擁護条例の一部改正について

1 改正理由

人権教育・啓発を効果的かつ計画的に推進するための「田川市人権教育・啓発基本計画」の策定を人権擁護条例中に定めることにより計画の必要性を明確にするため、また、人権擁護条例中の表記について現状に即したものに改めるため、所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 「田川市人権教育・啓発基本計画」の策定を行う旨の条文を加える。
- (2) 第1条中の「心身障害者」を「障害者」に改める。

3 施行期日

平成31年4月1日

4 改正による影響及び効果

人権擁護条例において「田川市人権教育・啓発基本計画」の策定を定めることにより、計画の必要性を明確に示すこととなる。また、人権擁護条例中の表記について現状に即したものとなる。

5 添付資料

- (1) 資料1 新旧対照表 (P 16)
- (2) 資料2 田川市人権擁護条例(改正案) (P 17)
- (3) 資料3 田川市人権擁護条例(現行) (P 18)
- (4) 資料4 田川市人権擁護条例の一部を改正する条例(案) (P 19)

○田川市人権擁護条例 新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現行)
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、「国民に基本的人権を保障し、法の下に平等」を定める日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由で、尊厳と権利とについて平等である。」とする世界人権宣言の理念にのっとり、部落差別をはじめ、女性、障害者、人種その他あらゆる差別をなくし、もって市民の人権意識の高揚を図り、市民による人権擁護の確立された明るい社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>第2条から第4条まで [略]</p> <p>(田川市人権教育・啓発基本計画の策定)</p> <p>第5条 市は、前条に定める教育及び啓発を効果的かつ計画的に実施するため、<u>田川市人権教育・啓発基本計画を策定するものとする。</u></p> <p>第6条及び第7条 [略]</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、「国民に基本的人権を保障し、法の下に平等」を定める日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由で、尊厳と権利とについて平等である。」とする世界人権宣言の理念にのっとり、部落差別をはじめ、女性、心身障害者、人種その他あらゆる差別をなくし、もって市民の人権意識の高揚を図り、市民による人権擁護の確立された明るい社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>第2条から第4条まで [略]</p> <p>第5条及び第6条 [略]</p>

田川市人権擁護条例（改正案）

（目的）

第1条 この条例は、「国民に基本的人権を保障し、法の下に平等」を定める日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由で、尊厳と権利とについて平等である。」とする世界人権宣言の理念にのっとり、部落差別をはじめ、女性、障害者、人種その他あらゆる差別をなくし、もって市民の人権意識の高揚を図り、市民による人権擁護の確立された明るい社会の実現に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するために必要な施策を総合的に推進するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第3条 市民は、この条例の本旨を理解するとともに相互に人権を尊重し、人権侵害をなくすため市の推進する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育及び啓発活動）

第4条 市は、関係機関と協力し、充実した人権教育を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行うものとする。

（田川市人権教育・啓発基本計画の策定）

第5条 市は、前条に定める教育及び啓発を効果的かつ計画的に実施するため、田川市人権教育・啓発基本計画を策定するものとする。

（推進体制の充実）

第6条 市は、第2条の施策を推進するため、国、県をはじめ関係機関と連携を図り推進体制の充実に努めるものとする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

田川市人権擁護条例（現行）

（目的）

第1条 この条例は、「国民に基本的人権を保障し、法の下に平等」を定める日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由で、尊厳と権利とについて平等である。」とする世界人権宣言の理念にのっとり、部落差別をはじめ、女性、心身障害者、人種その他あらゆる差別をなくし、もって市民の人権意識の高揚を図り、市民による人権擁護の確立された明るい社会の実現に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を達成するために必要な施策を総合的に推進するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第3条 市民は、この条例の本旨を理解するとともに相互に人権を尊重し、人権侵害をなくすため市の推進する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育及び啓発活動）

第4条 市は、関係機関と協力し、充実した人権教育を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行うものとする。

（推進体制の充実）

第5条 市は、第2条の施策を推進するため、国、県をはじめ関係機関と連携を図り推進体制の充実に努めるものとする。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

田川市人権擁護条例の一部を改正する条例（案）

田川市人権擁護条例（平成8年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「心身障害者」を「障害者」に改める。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（田川市人権教育・啓発基本計画の策定）

第5条 市は、前条に定める教育及び啓発を効果的かつ計画的に実施するため、田川市人権教育・啓発基本計画を策定するものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。